

諸井勝之助先生を偲んで

小山 登

諸井勝之助先生（東京大学名誉教授）は平成 30 年 1 月 5 日にご逝去され、同年 3 月 1 日学士会館において「お別れの会」が、ご遺族主催のもとにしめやかに挙行されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

先生は皆さまご承知のように、日本の研究学会に多大な貢献をされ、原価計算基準の制定およびファイナンス理論の確立等に尽力されました。

先生のご功績の一部をご紹介します。先生と私の接点は、私が LEC 会計大学院の教員として就任してからです。以前先生よりご教示を受ける機会がありまして、企業会計原則注解の起草をされ、さらに「連続意見書」第 3「有形固定資産の減価償却について」を執筆されたことを知りました。特に財務会計分野の基礎理論構築にも多大な貢献をされました。企業会計原則、同注解、さらに連続意見書は企業にとって会計実践での指針であると同時に、会計学徒に対して会計理論を学習研究する際の教育的な役割も担っています。私は学生時代会計理論を学習する際、企業会計原則、同注解、連続意見書を会計理論の基礎を修得するため門前の小僧としてノートに書き写していました。現在、新しい会計基準が順次作成されていますが、会計規則集に「企業会計原則の設定について」という前文に始まり、企業会計原則、同注解、連続意見書が掲載されています。

上記の事柄について、企業会計（2017、10

月号、11月号、12月号）に3回にわたり「私の学問遍歴」に掲載されています。その一端をご紹介します。

企業会計（2017、10月号）に掲載されました先生の回想録によりますと、昭和 27 年（1952）9 月に当時の大蔵省の要請により、企業会計審議会の幹事に就任され、以後昭和 40 年ごろまで幹事そして委員を務めることになった経緯が述べられております。

当時、先生の恩師である上野道輔先生が審議会の会長を務め、4 つの部会がもうけられており、第 1 部会は企業会計原則を中心に修正すべき点を検討する部会で、部会長は黒澤清先生であり、先生は第 1 部会に所属されました。第 2 部会は会計教育で部会長は上野道輔会長の兼務、第 3 部会は監査で部会長は岩田巖先生、第 4 部会は原価計算で中西寅雄先生でした。

先生は、まず第 1 部会に所属され、黒澤清先生のもと企業会計原則の必要な箇所に注解を施す作業を行うことになったのです。先生は原価計算基準の制定作業に寄与されたことは会計研究者の間では周知の事実ですが、企業会計原則の説明を記述した同注解の起草作業を行っておられたことに対し、会計を研究する者にとって同注解の重要性を思慮すると感慨深い思いが致します。企業会計原則注解の起草作業は、諸井先生、飯野利夫先生、江村稔先生の 3 名で行われました。先生は、損益計算書関係で「未収収益について」、

「積送品、試用販売、割賦販売及び予約販売における収益の実現について」・「工事収益について」・「低価主義等の評価基準の適用に基づく評価損について」・「内部利益とその除去の方法について」の5つの注解の起草を行われました。このように現在の注解の基礎を構築されました。私は、昭和51年に初めて税理士試験の簿記論を受験した際、第1問に特殊商品売買の試用販売についての出題があり、先生が起草された注解の試用販売の収益認識基準を思い出し、問題に取り組んだ思い出がございます。

さらに、企業会計(2017、11月号)では、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」いわゆる昭和35年に発表された「連続意見書」第3「有形固定資産の減価償却について」の起草について先生が回想されておられます。この「連続意見書」第3は次の3部から構成されています。第1企業会計原則と減価償却・第2商法と減価償却・第3税法と減価償却で構成され、当時企業会計と商法の減価償却に関して調整を行う必要があったため第2の商法と減価償却の草案執筆をまず行ったと述べておられます。これは、商法に対し会計研究者として企業会計が有形固定資産の減価償却を通じて、毎決算期に有形固定資産の取得原価の費用配分を行うことで適正な期間損益計算が達成され、適正な業績利益の開示がなされることを説示され、企業会計にとって大変意義のある内容となっております。

また、企業会計原則と減価償却では、固定資産の取得原価と残存価額の項目について述べられており、現在の財務会計テキストの減価償却の重要項目として掲載されています。そして、固定資産の取得形態による取得原価の算定について述べておられます。つまり、固定資産を購入した場合・自家建設した場

合・現物出資した場合・交換した場合・贈与された場合のそれぞれの取得形態別に取得原価の計算を説示されています。これは現在も固定資産の取得原価算定の基礎的事項とされている点は大変評価される点とされています。

企業会計(2017、12月号)では、「連続意見書」第3と商法改正について述べておられます。特に先生は第1の「企業会計原則と減価償却」のなかの2に記述された「減価償却と損益計算」の項目が第1のなかで最も重要であると指摘されています。「減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行うことによって、毎期の損益計算を正確ならしめることである。このためには、減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的・規則的に実施されねばならない。利益におよぼす影響を顧慮して減価償却費を任意に増減することは、右に述べた正規の減価償却に反するとともに、損益計算をゆがめるものであり、是認し得ないところである。」と記述され、先生はこの箇所が「連続意見書」第3の眼目であり、特にそのなかの「計画的、規則的に実施」および「正規の減価償却」という文言が一番重要であると述べておられます。つまり、現在の財務会計で収益費用アプローチの観点から減価償却を行うことで、適正な期間損益計算が担保されている点を既に昭和35年に発表されている点に大きな意義があると思われます。

また、「連続意見書」第3が、昭和37年の商法改正に影響をおよぼし、商法第285条13に「毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」という文言が規定されたことをうれしく思われると回想されています。

以上のように、先生は原価計算基準の制定やファイナンス理論等の確立に貢献されただけでなく、財務会計分野の基礎理論構築にも尽力され多大な貢献をされておられます。特に会計の研究分野におかれましては、未来

永劫、先生のお名前と研究業績は語り継がれていくことでしょう。

先生ご教示頂きまして誠にありがとうございました。